

管理コード	要項事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
040010	地方公務員の高齢者部分休業への短時間勤務職員並立任用の導入	地方公務員法第26条の3 地方公務員の育児休業等に関する法律第13条	週間当たりの通常の勤務時間の1/2の時間(通常週20時間)勤務する育児短時間勤務職員については、2人で同一の職を占めることを可能としている(地方公務員の育児休業等に関する法律第13条)。(なお、並立任用は育児短時間勤務職員にのみ認められている)	地方公務員の高齢者部分休業は、1週間を通じて20時間以内で取得可能であるが、教員については、この高齢者部分休業においても、育児休業法における育児短時間勤務職員の並立任用と同様の制度を創設し、同一の職に二人の任用(並立任用)を可能とする。	・学校においては、20代の若手教員、30代、40代の中堅教員、50代の熟練教師がバランスよく配置されることが、世代間における知識経験の継承が可能であり、また、児童生徒にとって多様な世代の教師に触れることが望ましい。 ・秋田県教育委員会の教員の年齢構成は別紙1のとおり、40代が多く、20代が極端に少なく、年齢構成がアンバランスになっている。 ・少子化の進展、学校の統廃合等により教職員数が減少しており、平成21年度からは4年間程度、小中学校における採用者が0となる見込みである。 ・このまま推移すれば学校現場の教員のほとんどが40代、50代となり、若手教員がほとんどいない状況になる。 ・若手教員の採用者数を増やすため、週20時間勤務の短時間勤務職員2名を同一の職に並立任用することにより1名の若手教員の採用枠が確保できる。 ・以上のように、育児休業法と同様に高齢者部分休業においても並立任用を可能とする制度創設を提案するものである。	C	I	各府省庁からの提案に対する回答 高齢者部分休業制度の枠組みに捉われず、高齢者に対して育児短時間勤務職員と同様の並立任用制度を考慮することは出来ないか。 公務員の年齢構成の不均衡を是正するために、このような制度を設けることも想定しうると思われるが、総務省の見解伺。 なお、提案者は職員定数の確保に對し、現行法上で出来る最大限の取組を行った上での提案であり、これを踏まえ、再度検討し、回答されたい。	再検討要請 再検討要請	提案主体からの意見 「現行の高齢者部分休業の制度の中で取得可能年齢の下限を55歳から50歳まで引き下げることを要望する。 ・55歳以上の職員は多くの場合管理職であり、部分休業によりその職責を専任の職員が分掌することは困難であることから、退職後のソフトランディングや加齢に伴う諸事情を考慮するべきであり、下層年齢を引き下げることで、より広範な層からのニーズに対応でき、かつ、公務員の新規採用者数は年々縮小傾向(特に教員について顕著)にあるが、フロンティアリングの拡大により、結果的に新規採用者数の確保につながる。 ※教員に限らず広く一般職員を対象とする。	C	I	各府省庁からの再検討要請に対する回答 「現行の高齢者部分休業の55歳以上という取得年齢については、高齢者に対する給与上の処遇の状況や諸外圍の高齢者に対する制度の状況等を勘案して設定したものである。同制度は平成16年に導入されたものであり、現時点において年齢設定の考え方に大きな事情変更はないと考えていること。 特に秋田県においては、現行の高齢者部分休業に関する条例が平成16年9月議会で制定され、平成20年4月から施行されていると承知。まずは、現行制度を契機に運用したうえで、制度改正に対する具体的なニーズがあるかを見極める必要がある。	プロジェクト名 提案事項管理番号 提案主体名 都道府県	1 0 9 4 0 0 1 0	秋田県	秋田県	総務省 文部科学省
040020	地方公務員の高齢者部分休業の取得可能年齢の下限の引き下げ	地方公務員法第26条の3 地方公務員の育児休業等に関する法律第13条	定年退職日から5年を超えない範囲内において条例で定める期間満了日の後、職員が希望する日から定年退職日までの期間、勤務時間の一部について勤務しないことが可能(高齢者部分休業、地方公務員法第26条の3)	高齢者部分休業における短時間勤務職員による並立任用制度の導入を前提として、教員については、その対象者を拡大するため、高齢者部分休業の取得可能年齢の下限を現行の55歳から50歳に引き下げる。	・学校においては、20代の若手教員、30代、40代の中堅教員、50代の熟練教師がバランスよく配置されることが、世代間における知識経験の継承が可能であり、また、児童生徒にとって多様な世代の教師に触れることが望ましい。 ・秋田県教育委員会の教員の年齢構成は別紙1のとおり、40代が多く、20代が極端に少なく、年齢構成がアンバランスになっている。 ・少子化の進展、学校の統廃合等により教職員数が減少しており、平成21年度からは4年間程度、小中学校における採用者が0となる見込みである。 ・このまま推移すれば学校現場の教員のほとんどが40代、50代となり、若手教員がほとんどいない状況になる。 ・若手教員の採用者数を増やすため、週20時間勤務の短時間勤務職員2名を同一の職に並立任用することにより1名の若手教員の採用枠が確保できる。 ・以上のように、育児休業法と同様に高齢者部分休業においても並立任用を可能とする制度創設を提案するものである。	C	I	各府省庁からの提案に対する回答 高齢者部分休業は、加齢に伴う諸事情により週40時間勤務を継続することを希望しない高齢者のニーズに対応した制度である。したがって、専ら新規採用者確保のためにも本制度の特例を検討することは趣旨が異なるものとする。 また、並立任用については、「地方公務員の高齢者部分休業への短時間勤務職員並立任用の導入」における回答のとおり特例として認めることはできないと考えらる。本件提案は、並立任用制度の導入を前提としているが、並立任用制度を導入できない以上、本件の承認もできないと考える。 なお、本提案の目的は職員定数の確保にあると承知するが、地方公務員の定数については各地方公共団体の条例により定められているものであり、法律上の規制はないものとする。	再検討要請 再検討要請	提案主体からの意見 右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。 なお、提案者は職員定数の確保に對し、現行法上で出来る最大限の取組を行った上での提案であり、これを踏まえ、再度検討し、回答されたい。	C	I	各府省庁からの再検討要請に対する回答 「現行の高齢者部分休業の55歳以上という取得年齢については、高齢者に対する給与上の処遇の状況や諸外圍の高齢者に対する制度の状況等を勘案して設定したものである。同制度は平成16年に導入されたものであり、現時点において年齢設定の考え方に大きな事情変更はないと考えていること。 特に秋田県においては、現行の高齢者部分休業に関する条例が平成16年9月議会で制定され、平成20年4月から施行されていると承知。まずは、現行制度を契機に運用したうえで、制度改正に対する具体的なニーズがあるかを見極める必要がある。	プロジェクト名 提案事項管理番号 提案主体名 都道府県	1 0 9 4 0 0 2 0	秋田県	秋田県	総務省 文部科学省
040030	みなし公務員規定の適用に関する一般規程規定の創設	地方自治法第14条第3項	第十四条 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。	構造改革特区法における法特別措置として、みなし公務員規定特区を創設する。自治体は、みなし公務員規定の適用を希望する業務につき構造改革特区申請し、認定された場合、当該業務についてみなし公務員規定を適用するものとする。	公共サービスの中には、特にその適切確実な実施を確保することが求められるものがあり、このような業務には必要に応じ各種監督措置やみなし公務員規定が置かれていることも少なくない。 特にみなし公務員規定は、贈収賄や職務不正の防止という面で大きな意義が見出せる規定である。自治体は、贈収賄や職務不正を防止すべく必要がある業務も少なくない以上、自治体がみなし公務員規定を柔軟に活用できれば非常に有益であるところから、みなし公務員規定は、個別法において定められる場合のほか、公共サービス改革法においても定められているもの、自治体がこれを柔軟に活用できるかという点では極めて不十分である。 このため、自治体が必須に応じみなし公務員規定を柔軟に適用できるよう、みなし公務員規定特例を創設し、みなし公務員を特定の業務に適用したい自治体はその業務の範囲を明らかにした上特区申請し、認定された後は当該業務に従事する民間事業者もみなし公務員規定が適用されるものとする。 これにより、特区がみなし公務員規定の通則法として機能することが期待され、適切確実なアウトソーシングの実施に大きく寄与すると期待される。 なお、罰法は特例にすぎないという反論が想定されるが、既に特区においてみなし公務員規定が定められている事例がある以上、この反論には理由がない。	D	—	各府省庁からの提案に対する回答 本件は、地方自治法上、地方公共団体がみなし公務員に対する罰則を設けられる範囲に限度があるため、それを緩和できるよう求めているものと承知しているところであるが、地方公共団体が特定公共サービス以外の公共サービスについて官民競争入札を行う場合に、条例により民間事業者に対して秘密保持を義務付け、地方自治法第14条第3項の規定に基づき、同項の範囲内で罰則を設けることは可能と考えられる。	再検討要請 再検討要請	提案主体からの意見 「現行の高齢者部分休業の55歳以上という取得年齢については、高齢者に対する給与上の処遇の状況や諸外圍の高齢者に対する制度の状況等を勘案して設定したものである。同制度は平成16年に導入されたものであり、現時点において年齢設定の考え方に大きな事情変更はないと考えていること。 特に秋田県においては、現行の高齢者部分休業に関する条例が平成16年9月議会で制定され、平成20年4月から施行されていると承知。まずは、現行制度を契機に運用したうえで、制度改正に対する具体的なニーズがあるかを見極める必要がある。	C	I	各府省庁からの再検討要請に対する回答 「現行の高齢者部分休業の55歳以上という取得年齢については、高齢者に対する給与上の処遇の状況や諸外圍の高齢者に対する制度の状況等を勘案して設定したものである。同制度は平成16年に導入されたものであり、現時点において年齢設定の考え方に大きな事情変更はないと考えていること。 特に秋田県においては、現行の高齢者部分休業に関する条例が平成16年9月議会で制定され、平成20年4月から施行されていると承知。まずは、現行制度を契機に運用したうえで、制度改正に対する具体的なニーズがあるかを見極める必要がある。	プロジェクト名 提案事項管理番号 提案主体名 都道府県	1 0 0 6 6 0 1 0	市場化テスト推進協議会	東京都	総務省
040040	戸籍事務を取り扱うことができる職員の範囲	地方公務員法第28条の4、第28条の5 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条、第5条	一定期間内に終了することが見込まれる業務等に従事させるため、常勤職員又は短時間勤務職員として採用することができる(地方公務員法第28条の4、第28条の5) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条、第5条	戸籍事務の取扱いを正職員のほか、再任用職員および任期付職員においても取り扱うことができるよう措置を求める。	戸籍事務を正職員以外の者が取り扱うことは、「戸籍届出の受理や謄本の交付等は、行政処分であるため、民間事業者等に守秘義務等の一定の要件を課したとしても、戸籍事務等者の指図監督を受ける要員以外の者が行うことではない」と考え、この回答(地域事務第1次提案)を戸籍事務管理された市長の指図監督のもと、正職員が実施しなければならぬと解釈しているところである。 今後、本市の駅前サービスコーナーにおいて、戸籍の謄抄本等の交付請求に応ずるか否かの行政行為(公証)を正職員以外の次の職員に行わせることができるよう取組みを進めているところであり、当該職員が交付請求に応ずるか否かの行政行為を実施できるよう措置を求める。 ・地方公務員法第28条の4の常勤再任用職員、同法第28条の5の短時間再任用職員 ・地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の職員、同法第5条の短時間勤務職員の職員	D	—	各府省庁からの提案に対する回答 地方公務員法第28条の4に基き再任用職員及び同法第28条の5に基き再任用短時間勤務職員並びに地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条に基き再任用職員及び同法第5条に基き再任用短時間勤務職員については、任期の定めのない常勤職員と同様、地方公共団体の本格的業務に従事する職員であると位置付けているところである。	再検討要請 再検討要請	提案主体からの意見 「現行の高齢者部分休業の55歳以上という取得年齢については、高齢者に対する給与上の処遇の状況や諸外圍の高齢者に対する制度の状況等を勘案して設定したものである。同制度は平成16年に導入されたものであり、現時点において年齢設定の考え方に大きな事情変更はないと考えていること。 特に秋田県においては、現行の高齢者部分休業に関する条例が平成16年9月議会で制定され、平成20年4月から施行されていると承知。まずは、現行制度を契機に運用したうえで、制度改正に対する具体的なニーズがあるかを見極める必要がある。	C	I	各府省庁からの再検討要請に対する回答 「現行の高齢者部分休業の55歳以上という取得年齢については、高齢者に対する給与上の処遇の状況や諸外圍の高齢者に対する制度の状況等を勘案して設定したものである。同制度は平成16年に導入されたものであり、現時点において年齢設定の考え方に大きな事情変更はないと考えていること。 特に秋田県においては、現行の高齢者部分休業に関する条例が平成16年9月議会で制定され、平成20年4月から施行されていると承知。まずは、現行制度を契機に運用したうえで、制度改正に対する具体的なニーズがあるかを見極める必要がある。	プロジェクト名 提案事項管理番号 提案主体名 都道府県	1 0 0 0 1 0 0 0	大東市	大阪府	総務省 法務省
040050	会計管理者の職務権限に係る会計事務を補助する者の要件緩和	地方自治法第171条	第七十一条 会計管理者の事務を補助させるため出納員その他の会計職員を置く。ただし、町村においては、出納員を置かないことができる。 2 出納員その他の会計職員は、普通地方公共団体の長の補助機関である職員のうちから、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。 3 出納員は、会計管理者の命を受けて現金の出納(小切手の振出しを含む。)若しくは保管又は物品の出納(これは保管の事務をつかさどり、その他の会計職員は、上司の命を受けて当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。) 4 普通地方公共団体の長は、会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させ、又は当該出納員をしてさらに当該委任を受けた事務の一部を出納員以外の会計職員に委任させることができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、直ちに、その旨を告示しなければならない。 5 普通地方公共団体の長は、会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、規則で、必要な組織を設けることができる。	現行法では、会計管理者の職務権限に係る会計事務を補助させるために置かれる「出納員その他会計職員は、普通地方公共団体の長の補助機関である職員のうちから、普通地方公共団体の長が命ずると規定されているが、民間にも会計管理者の職務権限に係る会計事務を行わせることを可能とすべきである。	「三位一体の改革」以降、県財政は危機的状況に陥っており、今後大幅な財源不足が見込まれ、持続可能な県政運営のために、県庁のスリム化が喫緊とされている。 このように民間開放の短絡は、公共サービス改革法等に定める「みなし公務員」であっても地方公務員法が適用される。責任能力が不足していると思われ、包括的な事務移譲が認められないことにある。つまり、地方公共団体の任用を前提とする地方公務員制度と公共サービスの執行権限・責任とが一体不十分とされていることが、民間開放の進展を阻害する主要な要因となっていると考えられる。 そこで、地方公共団体の補填と公共サービスの担い手を切り分け、有効に公共サービスの民間開放を進めたいという趣旨を踏まえ、地方自治法第153条第1項の特例として、特区の認定を受けた地方公共団体において、条例により、その権限に属する事務の一部を「補助機関である職員以外に委任または臨時に代理されることとし、あわせて、贈収賄等の罰則及び信用失墜行為等の服務規律についても、原則として補助職員同様に適用するものとする。その際、民間事業者については、損害賠償等の自己責任原則も明確化する」とし、民間への包括的な事務・権限移譲を可能とし、民間開放の意義、効果を高めたい。	C	I	各府省庁からの提案に対する回答 普通地方公共団体の会計事務を処理する権限は、当該普通地方公共団体の長から職務上独立した機関の責任の下に一元的に行われるべきである。会計管理者の独立性の確保と法による取り締まりとを確保し、法律又はこれに基づき特別の定めがあるものを除くほか、他の者に行わせることはできないものである。 なお、会計事務のうち、法令上の権限自体ではない補助的な業務については、民間事業者を活用することも可能である。 ※補足資料として別紙あり	再検討要請 再検討要請	提案主体からの意見 「現行の高齢者部分休業の55歳以上という取得年齢については、高齢者に対する給与上の処遇の状況や諸外圍の高齢者に対する制度の状況等を勘案して設定したものである。同制度は平成16年に導入されたものであり、現時点において年齢設定の考え方に大きな事情変更はないと考えていること。 特に秋田県においては、現行の高齢者部分休業に関する条例が平成16年9月議会で制定され、平成20年4月から施行されていると承知。まずは、現行制度を契機に運用したうえで、制度改正に対する具体的なニーズがあるかを見極める必要がある。	C	I	各府省庁からの再検討要請に対する回答 「現行の高齢者部分休業の55歳以上という取得年齢については、高齢者に対する給与上の処遇の状況や諸外圍の高齢者に対する制度の状況等を勘案して設定したものである。同制度は平成16年に導入されたものであり、現時点において年齢設定の考え方に大きな事情変更はないと考えていること。 特に秋田県においては、現行の高齢者部分休業に関する条例が平成16年9月議会で制定され、平成20年4月から施行されていると承知。まずは、現行制度を契機に運用したうえで、制度改正に対する具体的なニーズがあるかを見極める必要がある。	プロジェクト名 提案事項管理番号 提案主体名 都道府県	1 0 1 8 0 1 0 0	高知県	高知県	総務省
040060	公共サービス民間開放推進特区	地方自治法第153条第1項	第五十三条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。	特区の認定を受けた地方公共団体においては、地方自治法第153条第1項の特例として、条例により民間開放の短絡は、公共サービス改革法等に定める「みなし公務員」であっても地方公務員法が適用される。責任能力が不足していると思われ、包括的な事務移譲が認められないことにある。つまり、地方公共団体の任用を前提とする地方公務員制度と公共サービスの執行権限・責任とが一体不十分とされていることが、民間開放の進展を阻害する主要な要因となっていると考えられる。 そこで、地方公共団体の補填と公共サービスの担い手を切り分け、有効に公共サービスの民間開放を進めたいという趣旨を踏まえ、地方自治法第153条第1項の特例として、特区の認定を受けた地方公共団体において、条例により、その権限に属する事務の一部を「補助機関である職員以外に委任または臨時に代理されることとし、あわせて、贈収賄等の罰則及び信用失墜行為等の服務規律についても、原則として補助職員同様に適用するものとする。その際、民間事業者については、損害賠償等の自己責任原則も明確化する」とし、民間への包括的な事務・権限移譲を可能とし、民間開放の意義、効果を高めたい。	地方自治法第153条は長の指図監督権に属する補助機関の職員に長の権限を委任できることとするものであり、組織内部の権限関係を定めるものである。 なお、当該普通地方公共団体の業務については規定する個別法において許される範囲内であり、当該業務を契約により委任し又は委託することは可能と考える。 また、地方公共団体が特定公共サービス以外の公共サービスについて官民競争入札を行う場合に、条例により民間事業者に対して秘密保持を義務付け、地方自治法第14条第3項の規定に基づき、同項の範囲内で罰則を設けることも可能と考えられる。	D	—	各府省庁からの提案に対する回答 貴省回答は、本件提案が現行法令において可能とのことであるが、実際には、建築士や徴収要員などのように、事務権限は地方公共団体の権限が行使されていることが、民間への包括的な事務委託の支障となっていることとは否定できない。その背景に、地方自治法第153条において、長の権限に属する一部を民間委託するに当たっては、民間事業者に対して秘密保持を義務付け、地方自治法第14条第3項の規定に基づき、同項の範囲内で罰則を設けることも可能と考えられる。	再検討要請 再検討要請	提案主体からの意見 「現行の高齢者部分休業の55歳以上という取得年齢については、高齢者に対する給与上の処遇の状況や諸外圍の高齢者に対する制度の状況等を勘案して設定したものである。同制度は平成16年に導入されたものであり、現時点において年齢設定の考え方に大きな事情変更はないと考えていること。 特に秋田県においては、現行の高齢者部分休業に関する条例が平成16年9月議会で制定され、平成20年4月から施行されていると承知。まずは、現行制度を契機に運用したうえで、制度改正に対する具体的なニーズがあるかを見極める必要がある。	C	I	各府省庁からの再検討要請に対する回答 「現行の高齢者部分休業の55歳以上という取得年齢については、高齢者に対する給与上の処遇の状況や諸外圍の高齢者に対する制度の状況等を勘案して設定したものである。同制度は平成16年に導入されたものであり、現時点において年齢設定の考え方に大きな事情変更はないと考えていること。 特に秋田県においては、現行の高齢者部分休業に関する条例が平成16年9月議会で制定され、平成20年4月から施行されていると承知。まずは、現行制度を契機に運用したうえで、制度改正に対する具体的なニーズがあるかを見極める必要がある。	プロジェクト名 提案事項管理番号 提案主体名 都道府県	1 0 8 2 0 2 0	草加市	埼玉県	総務省
040070	市所有施設を管理するための人材派遣	—	—	自治体が出資している公益法人が派遣元となり、市所有施設を管理するための労働者を派遣できるように、規制を緩和してもらいたい。さらに、労働者派遣を行っていた場合は、クレンジング期間をなしてほしい。	市所有の施設を効率よく管理するため、財団法人恵那市施設管理公社から市の施設に人材を派遣するシステムを構築したい。(給食センターなどの施設は、市の直営では非常にコストがかかり、完全に民間委託するには安定した供給がないためであり、市の施設においても、派遣契約に基づき派遣職員を活用することは可能とされている。 また、労働者派遣は、3ヶ月間の派遣を要する場合は、関係法令及び事務の性質等を勘案の上、各団体において、判断したくべきである。	D	—	各府省庁からの提案に対する回答 労働者派遣法上、地方公共団体が労働者派遣法に基づき労働者派遣を受け入れることは禁止されていないところであり、市の施設においても、派遣契約に基づき派遣職員を活用することは可能とされている。 なお、派遣労働者などのような事務を行わせる場合は、関係法令及び事務の性質等を勘案の上、各団体において、判断したくべきである。	再検討要請 再検討要請	提案主体からの意見 「現行の高齢者部分休業の55歳以上という取得年齢については、高齢者に対する給与上の処遇の状況や諸外圍の高齢者に対する制度の状況等を勘案して設定したものである。同制度は平成16年に導入されたものであり、現時点において年齢設定の考え方に大きな事情変更はないと考えていること。 特に秋田県においては、現行の高齢者部分休業に関する条例が平成16年9月議会で制定され、平成20年4月から施行されていると承知。まずは、現行制度を契機に運用したうえで、制度改正に対する具体的なニーズがあるかを見極める必要がある。	C	I	各府省庁からの再検討要請に対する回答 「現行の高齢者部分休業の55歳以上という取得年齢については、高齢者に対する給与上の処遇の状況や諸外圍の高齢者に対する制度の状況等を勘案して設定したものである。同制度は平成16年に導入されたものであり、現時点において年齢設定の考え方に大きな事情変更はないと考えていること。 特に秋田県においては、現行の高齢者部分休業に関する条例が平成16年9月議会で制定され、平成20年4月から施行されていると承知。まずは、現行制度を契機に運用したうえで、制度改正に対する具体的なニーズがあるかを見極める必要がある。	プロジェクト名 提案事項管理番号 提案主体名 都道府県	1 0 9 1 0 1 0	恵那市	岐阜県	総務省 厚生労働省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
040080	社会教育・文化財保護に関する権限の区長への移管(社会教育について)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条	第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理、及び執行する。 一 教育委員会の所管に属する第三十一条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校」その他の教育機関という。)の設置、管理及び廃止に関すること。 二 学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。 三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。 五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。 七 校舎その他の施設及び教員その他の設備の整備に関すること。 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。 十 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。 十一 学校給食に関すること。 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十三 スポーツに関すること。 十四 文化財の保護に関すること。 十五 ユネスコ活動に関すること。 十六 教育に関する法人に関すること。 十七 教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関すること。 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。	地方自治法第180条の8(学校)に関することを除く 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1号、第2号、第3号、第10号、第12号、第14号(学校)に関することを除く 文化財保護法・社会教育法・図書館法、教育委員会に関する規定を千代田区教育委員会には適用しない。	提案理由 千代田区では、区民の意思や地域特性をより一層反映した区政運営を行うため、社会教育、文化、スポーツに関する事務を区長部長が補助執行し、まちづくり、地域コミュニティ活性化、子育て、高齢者福祉等の区民生活に関連する他の施策と一体的に取り組んでいる。しかし、現状では教育委員会に最終的な権限が留保されているため、責任の所在が明確でないという問題がある。 社会教育、文化関連施策は区民生活に密接に関わるものであるため、区民の信託を受けた区長が自らの責任において行う方が適切であり、権限を区長部長に移管する必要がある。	F(平成18年9月15日) 建設省 千代田区 推進本部 決定済み	現在、文部科学省において検討されているものを承知しており、その結果を踏まえ、対応すべきものがある場合は、対応を行う。								1 1 1 3 0 1 0	千代田区	東京都	総務省 文部科学省
040090	条件を付した年度開始前入札手続の解禁	地方自治法第208条第1項、第232条の3、第234条第3項	(会計年度及びその独立の原則) 第二百八条 普通地方公共団体の会計年度は、毎年四月一日始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。 2 (略) (支出負担行為) 第二百三十二条の三 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(これを支出負担行為という。)は、法令又は予算の定めるところに従い、これを支出しなければならない。 (契約の締結) 第二百三十四条 (略) 2 (略) 3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札(以下この条において「競争入札」という。)に行ける場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。 4~6 (略)	年度開始前であっても、議会における予算の否決を停止条件に、入札などの契約準備行為を行えるようにし、競争入札制度実施の障害を取り除く。	構造改革特区提案における総務省からの回答にもあるとおり、機会均等、公正性、競争性及び経済性を確保する観点から、国、地方を含め、公共調達に契約方法は一般競争入札によることを原則としており、随意契約はその例外として位置付けられている。 しかしながら、現実には、いまだ多くの随意契約が残る。その理由の一つが入札手続の年度規制にあることから、これを撤廃することを求める。具体的には、契約の競争性、公正性の確保をもちろんだこと、契約事務や工期の集中などの弊害、更には年度事業であるの入札のために債務負担行為を多用することによって随意契約を顕在していくという懸念を挙げ、年度開始前に入札等契約準備行為を行えるようにすることによって、年度開始前には行うことができない。 確かに、地方公共団体の会計年度は毎年4月1日が始期とされ、予算の執行は年度開始前にはできないこと、入札の執行は、特別の理由による以外、落札者と契約を結ぶことを前提にしている。しかし、入札の執行は契約の準備行為であり、予算の条件に合致して入札を行えば、問題は回避できる。このことは、予算議決された契約条件であっても、予め公告することにより、入札、仮契約後に議決で契約締結案が否決された場合は契約が成立せず、落札者は差償でないことも明白と考えられる。 本提案については、これまでの本市提案への全国の自治体からの問い合わせも多く、規制改革が強く望まれている。今一度、実現に向けてご尽力をお願いしたい。	C	1	支出負担行為、すなわち支出の原因となる契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに反しななければならない(自治法32条の3)。また、普通地方公共団体の会計年度が毎年4月1日から翌年3月31日(自治法208条)とされており、予算の執行は、入札を執行し、落札者の決定があった場合には、地方公共団体と落札者との間には、本契約の予約が成立し、地方公共団体は、法令に定める特別の場合に該当する以外、落札者と必ず契約を結ぶ義務を負うこととなることから、入札の執行は、支出負担行為(契約の一連の手続きであり、予算執行に言及されずと解すべきである)として、年度末において、翌年度に係る契約その他の行為をすることは債務負担行為として議会の議決を経た場合のほかに、これを行うことはできないものである。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	C	1	年度開始前に入札手続きが認められないこと、その例外として債務負担行為が認められていることは既に繰り返述べたところ。			0 1 0 8 2 0 4 0	草加市	埼玉県	総務省
040100	地域ケア会議のチェック機能の整備	地方自治法第205条の二十七~第二百五十二條の四十九、地方自治法施行令第九十七條の四十九、地方自治法施行令第九十四條の四十九の十三	(外部監査契約) 第二百五十二条の二十七 この法律において「外部監査契約」とは、包括外部監査契約及び個別外部監査契約をいう。 2 この法律において「包括外部監査契約」とは、第二百五十二条の三六第一項各号に掲げる普通地方公共団体が、第二十条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達するため、この法律の定めるところにより、次条第一項又は第二項に規定する者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約であつて、この法律の定めるところにより、毎会計年度、当該監査を行う者と締結するものという。 3 この法律において「個別外部監査契約」とは、次の各号に掲げる普通地方公共団体が、当該各号に掲げる請求又は要求があつた場合において、この法律の定めるところにより、当該請求又は要求に係る事項について次条第一項又は第二項に規定する者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約であつて、この法律の定めるところにより、当該監査を行う者と締結するものという。 一 第二百五十二条の三十九第一項に規定する普通地方公共団体 第七十五条第一項の請求 二 第二百五十二条の四十第一項に規定する普通地方公共団体 第九十八条第二項の請求 三 第二百五十二条の四十一第一項に規定する普通地方公共団体 第九十九条第六項の請求 四 第二百五十二条の四十二第一項に規定する普通地方公共団体 第九十九条第七項の請求 五 第二百五十二条の四十三第一項に規定する普通地方公共団体 第二百四十二条第一項の請求 (外部監査契約を締結できる者) 第二百五十二条の二十八 普通地方公共団体が外部監査契約を締結できる者は、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他の行政運営に直接関係した職務を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一 弁護士(弁護士となる資格を有する者を含む)。 二 公認会計士(公認会計士となる資格を有する者を含む)。 三 国の行政機関において会計検査に関する行政事務に従事した者又は地方公共団体において監査若しくは財務に関する行政事務に従事した者であつて、監査に関する業務に精通しているものとして政令で定めるもの。 2 普通地方公共団体は、外部監査契約を円滑に締結し又はその適正な履行を確保するため必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の職務を有する者であつて税理士(税理士となる資格を有する者を含む。)であるものと外部監査契約を締結することができる。 3 前二項の規定にかかわらず、普通地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する者と外部監査契約を締結してはならない。 一 監査人及び監査人となる資格を有する者であつて、その執行を執行し、又は執行を受けることとなつてから三年を経過しないもの。 二 監査人となる資格を有する者であつて、その執行を執行し、又は執行を受けることとなつてから三年を経過しないもの。 三 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)又は地方公務員法の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者。 四 弁護士法(昭和二十六年法律第二十五号)、公認会計士法(昭和二十三年法律第三十号)又は税理士法(昭和二十六年法律第二十七号)の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名、公認会計士の登録の抹消又は税理士の業務の禁止の処分を受けた者でこれらの処分を受けた日から三年を経過しないもの(これらの法律の規定により再び業務を営むことができることとなつた者を除く)。 五 懲戒処分により、弁護士、公認会計士又は税理士の業務を停止された者で、既にその処分を受けているもの。 六 当該普通地方公共団体の議会の議員 七 当該普通地方公共団体の職員の職員 八 当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものであつた者 九 当該普通地方公共団体の長、副知事若しくは副市長、会計管理者又は監査委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の關係にある者 十 当該普通地方公共団体に對し職員(外部監査人)に對し不正(ものを除く)をする者及びその代理人又はその行為を行つた法人の専断責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人 (包括外部監査人の監査) 第二百五十二条の三十七 包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第二十条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため必要と認められる特定の事件について監査するものとする。 2 包括外部監査人は、前項の規定による監査をするに当たっては、当該包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び当該包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理が第二十条第十四項及び第十五項の規定の趣旨にのっとりなされていかにあつても、特に、悪用しななければならない。 3 包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内(以下この条において「第一項の期間」といふ)に監査しななければならない。 4 包括外部監査対象団体は、当該包括外部監査対象団体が第九十九条第七項に規定する財政的援助を享受しているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、当該包括外部監査対象団体の職員が執行しているもので政令で定めるもの出納その他の事務の執行で当該出納に係るもの、当該包括外部監査対象団体が借入金等の元金若しくは利息の支払を保証しているもの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、当該包括外部監査対象団体が受託権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は当該包括外部監査対象団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公的施設の管理を行つていようもの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについて、包括外部監査人が必要と認めるときは監査することができることを条例により定めることができる。 5 包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内、監査の結果に関する報告を提出し、これを包括外部監査対象団体の議長、及び監査委員並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づき委員会又は委員に提出しなければならない。	地方自治体の外部監査制度を活用し、地域ケア会議を社会資源との情報共有や問題の共有をはかる場とし、市町村に対しても福祉における監査の権限を行使できるようにする。	お尋ねの趣旨が明らかではないが、お尋ねにある地域ケア会議が市町村等の福祉関係事務等に対して監査を行えるような権限を付与するとの御要望であるとして回答する。 地方自治法上の外部監査制度については、包括外部監査であれば地方公共団体の財務に関する事務・経営に係る事業の管理について包括外部監査人が自らのオンラインシステムにより特定のテーマを監査するとされしているほか、個別外部監査であれば議長・会長や住民からの要求に基づいて個別外部監査人が監査を行うこととされており、これらの外部監査人については、地方公共団体の監査に資する高度の専門的知識を有する者として、地方公共団体の財務管理・事業の経営管理その他行政運営に関与した職員を有する者であつて、かつ、弁護士・公認会計士・一業の要件を満たす実務精通者・税理士であること等が外部監査人たる要件とされているところである。また、外部監査契約を締結するに当たっては、議会の議決を要することとしている等、慎重な手続を要することとされているところである。 したがって、地域ケア会議が外部監査人と同様の立場から監査を行ふことはできない。	C	1	地域包括支援センターにおいて行われている違法行為、また民間企業がやっている虚偽申請に対する監査機能を、第三者的な立場において行使できるようにすることで、監査の機能は果たしていない機能の拡充を図っていく。本来は在宅介護支援センターにあるシステムであるが、社会資源との有効な会議として、人材としては、要任という形をとり、コストを下げ、第三者としての管理、チェック機能を果たしていく。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	C	1	市町村の事務について市町村以外の者が監査することに関する当省の考え方は、前回回答したとおりである。			1 0 2 2 0 0 0	個人	岡山県	総務省 厚生労働省

管理コード	要項事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁	
040140	地方税徴収業務の民間開放(徴収関連業務)	地方自治法第243条 地方自治法施行令第156条、158条の2 地方税法第66条ほか	公共サービス改革基本方針(平成18年12月22日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成19年3月27日)などで民間委託の先進的な取り組み事例を示し、ノウハウを有する民間事業者の更なる活用を推進しているところ。	地方自治法、地方自治法施行令、地方税法その他法令の改正において、公金の徴収若しくは収納の権限についての規制緩和措置を設けていただきたい。	地方公共団体では、各種税および国民健康保険税(料)の滞納率が上昇傾向にある。さらには、2007年問題に起因する低所得者の低下の対応など、目下の課題が顕在化している。このような状況の中で、各団体では管理職の戸別訪問等の滞納対策を実施しているが、高い効果が見込まれていない。このような状況の中で、収納率向上を図る改善策として、地方税法上の「督促」行為の民間開放を提案する。これにより、収納率の向上と2007年問題への対策が見込める。	C	I	地方税の徴収業務のうち滞納者に対する納税の催告行為(電話、戸訪問による自主的納付の呼びかけ)や催告状・督促状等の印刷・作成・封入等の業務については、現行法上民間委託は禁止されていない。 ただし、地方税法上の「督促」、滞納処分のための「質問・検査」、「差押」等については、「公務員」の中でも徴収職員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	C	I	公平性の確保の観点というよりは、公権力の行使かどうかが重要である。 地方税法上の「督促」、滞納処分のための「質問・検査」、「差押」等については、「公務員」の中でも徴収職員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。		1 0 7 3 0 5	精アイネス	東京都	総務省 法務省		
040140	地方税滞納処分業務のうち、督促、第三者への質問検査・差押の各権限の民間事業者への授権	地方自治法第243条 地方自治法施行令第156条、158条の2 地方税法第66条、第68条ほか	公共サービス改革基本方針(平成18年12月22日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成19年3月27日)などで民間委託の先進的な取り組み事例を示し、ノウハウを有する民間事業者の更なる活用を推進しているところ。	①税目により異なるが、市町村税を例とすれば、地方税法第298条(質問検査権)、第329条(督促)、第331条(差押、交付要求、参加差押)、第333条(徴収徴収法141条(滞納処分に関する質問検査権)について、民間にも授権できる旨の規定を置く。 ②督促状において、民間による調査を拒絶し、捜索権限まで有する徴収職員による滞納処分を選択することができる旨を記載し、滞納者の申し出により選択させる。滞納者の申し出がなければならず、滞納者本人への上乗せによる滞納処分を選択することとする。 ③民間の調査・差押を実施する範囲について、国税徴収法第141条(二)四までとし、滞納者本人への調査及びこれに伴う差押は授権しない(なお、必要であれば国税徴収法施行令第13条第一項の特殊関係者への調査・差押も除く)。これにより、滞納者本人への直接接触を回避し、トラブル防止する。また、調査の相手方を官公庁や金融機関等、勤務先など、一定の法的知識などを有する第三者にすることで、職務遂行や違法行為、その他各種トラブルの抑制も十分期待できるとなる。	地方税徴収業務では徴収費用が増加し、また近年は時効欠損を避脱と位置したとして首長が取消する裁判事例も増加しており、滞納対策が法的にも道義的にも喫緊の課題である。 時効中断には主として督促か差押を行う必要があるが、督促は一度だけとされ、その後は主として差押によらざるを得ない。このため、滞納者の所在確認や財産調査など徴収業務のノウハウを有し、機動的かつ柔軟な対応が可能な民間事業者にも差押権限までを授権すべきである。 ところが、地方税法上は督促も差押も徴収職員のみが授権され、民間への授権は困難である。 しかし、滞納処分といえども行政上の業務履行確保手段の一つであり、その制度設計は立法政策上の問題に過ぎないとの観点から、非公務員委託行政法人や認可法人、さらには株式会社等の民間事業者に委託する法律上の事例も存在する。また、滞納者の本質は滞納者の財産の保全に他ならず、その制約ではないことを考えれば、滞納処分権限の全てではなくとも、督促・質問検査・差押の民間授権は可能なはずである。 罰則付調査権を民間に授権を否定する見解もあるが、質問検査権自体は任意調査権である。罰則は最長12.181日(181日)による公務執行妨害罪の補足的規定とされるが、本邦たる公務執行妨害罪は民間事業者でもみずから公務員規定で成立する場合がある。なお、本人(黙示)同意のもと、官公庁・金融機関などに対してのみ調査及び差押を行うなど、授権にあたっては当然ながらスキームの工夫を行うものである。これにより、毎年徴収コストが少なくとも2,600億円削減され、徴収額が1兆1,600億円増加する。	C	I	地方税の徴収業務のうち滞納者に対する納税の催告行為(電話、戸訪問による自主的納付の呼びかけ)や催告状・督促状等の印刷・作成・封入等の業務については、現行法上民間委託は禁止されていない。 ただし、地方税法上の「督促」、滞納処分のための「質問・検査」、「差押」等については、「公務員」の中でも徴収職員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。						2 0 0 0 1 0 1	市場化テスト 推進協議会	東京都	総務省 法務省		
040150	「まちづくり」を目的とした地域基金の原資としての当せん金付証券の発売の要件緩和	地方財政法第32条 当せん金付証券法第4条 刑法第187条	発売主体は、都道府県及び政令都市となっている。 富くじを発売した者は、2年以下の懲役又は150万円以下の罰金に処せられる。	「まちづくり」を目的とした地域基金の原資としての当せん金付証券の発売を可能とする。当せん金付証券法第4条の都道府県及び政令指定都市の他、当せん金付証券の発売可能な地域の要件緩和を求める。	地域基金の原資として、額の伝統ある「富くじ」を伝統祭事の「お弓神事」をアレンジして復活させ、当選金の支払いは、地域通貨で行う。地域基金使用用途は、①台風、地震、津波等の天災後の復興支援②若者、新規定住者用の住宅取得、改修用低利、無利子貸付③地域産業振興用低利貸付④若者並み保存⑤高齢者介護福祉地域老人への配食サービス、グループホーム、高齢者福祉施設等の運営⑥子育て支援(共働き夫婦のための託児サービス、情報誌作成)⑦環境保全、改善、自然との共生(不用品のリサイクル、生ゴミの増肥化、ゴミSRの推進)⑧都会と地方の交流⑨生活支援等(コミュニティバス、タクシーの運行、買い物代行等) 提案理由: 都市の伝統的な町並みや港湾施設等が顕在した風景は、日本人の心の原風景であり、歴史を将来に遺して伝える。豊かな遺産でもあり、新しい創造へのよすがともなる。有形無形の現在進行形の歴史的文化財のともらさしとされている。それと同時に、駅前には少子高齢化、過疎化、歴史的建造物の老朽化、防災、生活環境整備、産業振興、道路整備、有効土地利用等の多くの課題を抱えている。そこで、江戸時代に行われていた港湾整備等を目的とした「富くじ」(まちづくり)を目的とした地域基金の原資調達の一つの手段として復活させ、諸問題を解決する資金とする事により、地域基金のリサイクル、リプレイさせ、その収益を地域に還元させて行く事により地域間格差の是正が可能となる。 代替措置: 本提案の目的は、広く多くの人々に参加していただく地域特性を活かした「まちづくり」を実現する為の地域再生基金原資調達用の懸賞付寄付キャンペーンである。懸賞品は、日本では毎月100減額する地域通貨である。今年福山市では、レジ袋の削減、環境美化活動への取組み等、誰でも出来る身近な活動を通じて、環境意識向上と、環境に優しい生活スタイルを目指し、地球環境保全や循環型社会形成を促進する事を目的にマイバグ等の利用及び環境美化等に協力した人に対し、エコシールを発行した。応募カード(エコシールを貼ったもの)の抽選により賞品が当たる「懸賞付エコキャンペーン」を行った。これと同様である。又、地域文化や伝統を活用した地域産業も資金を有する事であり、富くじは、目的や意義を異にするものである。規制は国民福祉向上の達成手段であり、特区は地域の特性に応じた規制を認める事と理解しております。	富くじは、地方財政資金を調達し、公共事業等の公益的事業に活用することを目的とするものであり、できるだけ広く一般住民に均等に利用できるような形で禁止されている富くじの例外として、原則として広域的な発売主体である都道府県と指定都市のみにその発売権限を認めてきたもの。 また、市町村が富くじを発売することについては、上記の富くじの発売の趣旨や歴史的経緯も踏まえ様々な検討が行われた結果、現在は、市町村振興宝くじ(サマージャンボ、オアムジャンボ)を発売することとし、その収益の活用方法等については、各県単位で市町村が自ら決定し、市町村のために効果的に活用されているところ。したがって、既に市町村が富くじを発売すると同様の結果が得られているもの。 今回のご意見にある「懸賞付寄付キャンペーン」であること、ご提案の「当せん金付証券の発売主体の拡大」とがどのような関係にあるかが拡大とどのような関係にあるかが明らかでない。なお、「富くじ」の発売については刑法において禁止されているところ。	E	I	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	E	I	今回のご意見にある「寄付金」であること、ご提案の「当せん金付証券の発売主体の拡大」とがどのような関係にあるかが明らかでない。なお、「富くじ」の発売については刑法において禁止されているところ。		1 0 2 3 0 4	福の浦り・サン ライズプラン	個人	広島県	総務省 法務省	
040160	「自立型自治特区」について(地方財政法第5条の緩和)	地方財政法第5条	地方債を起すことのできる経費は、建設事業費等一定の範囲に限られている。	実質公債費比率などの財務指標が一定水準以下の団体で市民サービスの向上を図るため、多額の地方債がかかる場合に限り、建設事業以外の経費に地方債を充てることができるよう地方財政法第5条の緩和を提案する。	○実施内容 建設事業以外の経費に地方債を充てるもの。 (事業例1)小中学校全教室における冷暖房機設置(単年度での財政負担を軽減するためのリース契約を締結する方向) (事業例2)情報分野のシステムの老朽化に伴う改修費用(委託料等)(レガシー改革) ○提案理由 本市では、従来より人員の削減やICTの活用による事務の効率化を図るとともに地方債の現在の削減など行政改革に積極的に取り組んでいるところ。平成18年度決算では、経費収支比率は86.4%と比率としておりすが、実質公債費比率は8.8%、起債負担比率は28.9%となるなど債務の縮減に努めまいりました。 しかしながら、今後、保健・医療・福祉の増大により扶助費の増大、特に、保育児童の増大による保育園の待機児童の解消など行政需要は増大するとともに、都市基盤の維持更新に多額の財源が見込まれております。 たしかに、三位一体の改革により自主財源は増加しておりますが、その増加を超える行政需要が生じているのが現状です。 このような背景から、地方債の活用は、地方公共団体にとって非常に有効な財源と言えます。そこで、実質公債費比率などの財務指標が一定水準以下の団体で市民サービスの向上を図るため、多額の経費がかかる場合に限り、建設事業以外の経費に地方債を充てることができるよう地方財政法第5条を緩和していただく構造改革特区の提案をさせていただきます。	地方債は後年度の財政負担をもたらすものであることから、安易に財源を地方債に求めるような財政運営は適当ではないとの観点から、地方財政法第5条において、地方公共団体の歳入は地方債以外の歳入をもってその財源とならなければならないとされている。その上で、地方債を起すことのできる経費は、地方財政法第5条各号に規定されているが、公共用施設の建設事業費等については、事業の執行によって経済効果もたらされ将来の地方税の増収が期待される債還財源が確保されることが及び事業効果が後世の住民に及び負担の年度間調整を図ることが必要と認められること等から、地方財政法第5条において適宜経費とされているところ。 維持補償費のように、本来一般財源で賄うことが適当と認められる経費については、性質上、後年度の住民に負担させることが適当でないため、適宜経費外とされているところ。 したがって、住民負担の世代間の公平の観点からは、現在における各地方公共団体の財政状況の良し悪しによって、地方公共団体が負担する債務として適当かどうかの判断を異ならせることはできない。	C	I								1 0 5 6 0 0 1 0	市川市	千葉県	総務省
040170	未成年者投票	公職選挙法第9条及び第58条	・日本国民たる年齢満20歳以上の者は国政選挙の選挙権を有し、更に引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その所属する地方公共団体の選挙権を有する。 ・選挙人、投票所事務従事者等でなければ投票所に入ることができない。	我が国あらゆる選挙投票日において、満18歳以上の未成年者に投票を実施させる。但し、その数字は、公表されるのみで、選挙結果には反映しない。	若者の政治離れがいわれに久しい。そこで、小学5年生になったら、投票を実施させる。これにより、実際の選挙を体験させ、政治に関心をもたせる。又、彼等も当然、選挙へ行くことになり、投票率は上がる。さらに、政治家は、子供にもみられている、という事を意識せざるをえず、その行動がより進歩する。	C	I	選挙権年齢の問題については、民法上の成人年齢や刑事法での取扱いなど法律体系全般との関連も十分に考慮しながら検討されるべき事柄である。 また、選挙人でない者が投票所に入ることについては、投票の秘密の保持、投票所の秩序の維持等の観点から問題がある。						1 0 0 2 0 2 0	個人	三重県	総務省		
040180	政治資金銀行の創設	政治資金規正法 公職選挙法	政治資金規正法上、政治活動の自由を尊重する観点から、一定の簡易な届出により政治団体を設立することができ、その政治団体に対し、個人は、政治資金規正法上の制限の範囲内で、政治活動に関する寄附をすることができ、また、政治団体の政治資金の収支については、政治資金収支報告書により公開され、使途は明らかになる。さらに、選挙運動費用について、一定のものについては、公費により負担する制度が設けられている。	政治にかかると費用を国民が自由に寄付し、政治家はその使途理由を明確にし、引き出す事が出来る。	国政から、都道府県各自自治体まで、政治家個人の口座、各政党の口座を作成。国民は自ら、寄付をする事が出来る。但し、寄付の際には、氏名、あるいは会社名を記入しなければならない。また、引き出す政治家あるいは政治家、その使途理由を明らかにしなければならない。政治家が、その使命を終えた時には、その口座は、国庫金、あるいは、各都道府県自治体の基金となる。又、初めて選挙に出ようとする者については、政治資金銀行は、その選挙費用において貸付を実施できる。この制度により、貧困者でもその志の熱い者に限り、公費の補給が可能となる。	E	-	政治資金規正法上、政治活動の自由を尊重する観点から、一定の簡易な届出により政治団体を設立することができ、その政治団体に対し、個人は、政治資金規正法上の制限の範囲内で、政治活動に関する寄附をすることができるとなっている。 また、政治団体の政治資金の収支については、政治資金収支報告書により公開される。使途は明らかになることとなっている。 さらに、選挙運動費用について、一定のものについては、公費により負担する制度が設けられている。						1 0 0 2 0 3 0	個人	三重県	総務省		
040190	選挙時における期日前投票期間を投票期間とし、宣誓書を廃止する	公職選挙法第44条及び第48条の2 公職選挙法施行令第49条の8	期日前投票をしようとする場合は、期日前投票事由を申し立て、かつ、当該申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出しなければならない。	1 期日前投票期間を「投票期間」に改め、「選挙期日」を複数日とする 2 期日前投票時の宣誓書を廃止する	当市は、期日前投票の投票率が埼玉県内において第1位の市です。これは、期日前投票の投票所を市内2箇所設けるなど有権者が投票しやすい環境を整備しているためだと思います。 国ではこれまでに不在者投票の制度を改め、投票した段階で確定される期日前投票制度を設け、有権者がより投票しやすい環境を整備してきたものと考えますが、期日前投票期間を「期日前投票」ではなく「投票期間」とすることにより、投票の呼びかけがより、ややくなり、有権者も気軽に投票所に足を運ぶようになり、更なる投票率のアップが期待されるのではないかと考えます。 また、期日前投票期間を正式な投票期間とすることにより、宣誓書を廃止することができ、投票者の投票時のわずらわしさを解消することができます。 公職選挙法第31条～第34条の2及び第48条の2によらず「期日前投票期間」を「投票期間」に改め、「選挙期日」を複数日とすることを提案するとともに、公職選挙法施行令第49条の8による期日前投票時の宣誓書の廃止を併せて提案します。	C	I	選挙人は、選挙の当日、自己の属する投票区別の投票所に行き、選挙人名簿又はその抄本の列挙を経て投票しなければならず、原則として、当日投票所投票主体となることとしている。 この例外が期日前投票であるが、例外である以上、選挙の当日に投票できないと見込まれる事柄が認められるべきであり、これを認認するため、宣誓書の廃止は困難である。 なお、選挙期日を複数日とすることについては、現行の公職選挙法全体の基本的な構成と相背しないため、採用できない。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	C	I	宣誓書は、選挙の当日に期日前投票の事由に該当することの証明に代えて宣誓するものであり、本人の宣誓でなければならない。		1 0 1 0 0 1 0	北本市	埼玉県	総務省		

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
040200	公職選挙法第151条の5の改正	公職選挙法第151条の5 公職選挙法施行令第111条の4	衆議院議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙においては、選挙運動の期間中日本放送協会及び総務大臣が定める一般放送事業者のラジオ放送又はテレビ放送の放送設備により、公益のため、その政見を無料で放送することができる。	地方自治体の長及び議会議員の選挙に関し、特定自治体内の放送権を持つケーブルテレビを活用した政見放送を可能とする。	地方自治体の長と争われる昨今、今後の生き残りをかけた地方自治体の未来は、地方自治体の首長選挙や議会議員選挙においても、政見公開による選ばれたい選挙へと転換していくことが求められている。このためにも、広く多くの有権者に対し、自らの掲げる政見公開を訴える手段として、特定自治体内の放送権を有するケーブルテレビを活用するものである。	C	I	ケーブルテレビを活用した政見放送については、選挙運動のあり方にかかわる問題であるため、まずは各党各会派で十分に議論される必要があると考える。						1 0 6 4 0 1 0	三次市	広島県	総務省	
040210	永住外国籍市民に地方参政権を付与	公職選挙法第9条	日本国民たる年齢満20歳以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。	永住外国籍市民に対して、草加市長選挙、草加市議会議員選挙の選挙権を付与する。対象は、草加市に引き続き1年以上住所を有する年齢満20歳以上の者で外国人登録をし、次のいずれかに該当する者とする。 (1) 出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者 (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者	草加市では、市民協働によるまちづくりを進めており、永住外国籍市民についても地域社会のメンバーとしての責務を果たしていただいている。住民としての登録を行い、納税している永住外国籍市民は、地域の一員であり、当然、市政にも参加していただくべきと考えており、永住外国籍市民に市政への参政権を付与することとしたい。草加市の市議会において、永住外国籍市民に地方参政権を付与する特別立法の制定に関する意見書を全会一致で可決するなど、永住外国籍市民に地方参政権を付与することについては、十分な市民のコンセンサスが得られている。 本特区案については、過去5度にわたり提案されていたが、その都度、「国会において議員立法により審議されているところ」で、「わが国の制度の根幹に関わる問題でもあり、国会の各党、各会派において十分に議論がなされる必要がある」との回答に終始しており、本提案を「特区」として取り上げることの意義等については、何ら見解も示されないまま推移している。 本特区案は、国の制度として全国的な実施を求めているものではなく、地域を限定した「特区」であることを考慮いただき、国会審議の膠着状態を打開するモデルケースとして実施させていただければ、特区としての意義も有効に果たせるものと考えている。	C	I	永住外国籍市民に対する地方選挙権の付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題でもあり、国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある(なお、国会において議員立法による法案として審議されているところ)。	右記提案主体からの意見は立法府に対する要請であるが、行政機関として、何らかの対応が可能であるか、回答された。						1 0 8 2 0 6 0	草加市	埼玉県	総務省
040210	公職選挙法第9条第2項の改正	公職選挙法第9条	日本国民たる年齢満20歳以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。	一定の要件を満たす永住外国人への地方選挙権を付与する。	永住外国人に地方参政権を認めることは、地方分権型の行政システムへの転換に対応した、新たな役割を担うにふさわしい地方行政体制を推進するものとする。また、地方のことは地域に住む住民が自主的に決定することが好ましく、地域主権を確立し、人々が変えたい協働のまちづくりを進めるためには、同じ地域で共に暮らす外国籍市民の参画は必要不可欠である。 自主・自立の観点からも地方選挙のあり方について地方の裁量で決定することが、本来あるべき姿であり、特区提案により本市がモデルケースとして一定の要件を満たす外国籍市民の参政権を付与することを求める。	C	I	永住外国人に対する地方選挙権の付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題でもあり、国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある(なお、国会において議員立法による法案として審議されているところ)。						1 0 6 4 0 2 0	三次市	広島県	総務省	
040220	公職選挙法第9条の改正	公職選挙法第9条	日本国民たる年齢満20歳以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。	満18歳以上の市民への地方選挙権を付与する。	18歳選挙権は世界の趨勢であり、日本の国際化を進めるためには選挙年齢を見直すことが必要である。国においては本年5月14日成立した日本国憲法を改正手続きに関する法律(国民投票法)は投票権の対象を18歳以上とするなど、国においても選挙権20歳以上とする公選法の見直しを検討する付帯決議もされている状況にある。 また本市では、地方主権を確立するため、自主・自立・自誇のまちづくりを進めるとともに、50年後、100年後の未来の三次市民に地域を引き継ぐために、重要課題である子育てと教育分野に力を入れた政策を展開しており、選挙権年齢を満18歳まで引き下げることで、地域の主眼を担い手である若年世代に対して政治参加の門戸を開き、選挙・少子高齢問題を抱える本市において、市政に若年世代の意見を反映することで、特色あるまちづくりを更に活性化させることを目的とする。	C	I	日本国憲法の改正手続きに関する法律附則第3条において、「国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満18年以上満20年未満の者が国民選挙に参加することができることとなるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」とされているところであり、選挙権年齢の問題については、この規定に基づき、民法上の成人年齢や刑事法での取扱いなど法律体系全般との関連も十分に考慮しながら検討すべき事柄である。							1 0 6 4 0 3 0	三次市	広島県	総務省
040230	選挙における投票方法の規制緩和	公職選挙法第46条及び第46条の2	選挙人は、投票所において、投票用紙に公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称等又は一の参議院名簿届出政党等の名称等を自書して、これを投票箱に入れなければならない。 また、地方公共団体の選挙の投票については、条例で定めるところにより、選挙人が、自ら、投票所において、投票用紙に氏名が印刷された公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人に対して、投票用紙の記号を記載する欄に○の記号を記載して、これを投票箱に入れる方法によることができる。	公職選挙法第46条、46条の2に定められている、投票の際の候補者氏名の自書又は○の記号を書き添えて投票箱に入れる方法について、規制緩和の措置を講じられた。 ・投票または開票時の人的コスト削減。 ・投票率の向上。	当該規制を緩和することにより、マークシートでの投票や、インターネットを介したWeb画面からの投票が可能になる。 このように投票方法を変更することで、選挙結果の集計時間の短縮が可能になり、開票にかかる時間コストを大幅に削減できると考えられる。 特に、インターネットを介した投票を実現させることで、下記の恩恵を受けられると考えられよう。 ・投票または開票時の人的コスト削減。 ・投票率の向上。	C	I	既に地方公共団体の選挙における投票については、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律により、条例で定めるところにより、投票所において電磁的記録式投票機を用いる方法により、投票することができることとされている(なお、国会議員の選挙についても電磁的記録式投票機を用いて投票することができるよう、国会において議員立法による法案として審議されているところ)。 なお、インターネット投票については、投票情報のセキュリティの確保や、ネットワーク上で確認できる本人と実際に投票を行った者との同一性の確認(個人認証)、第三者による立ち会いがない中で、自由な意思による公正な投票環境の確保などの大きな課題がある。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。					1 0 7 3 0 1 0	精アイネス	東京都	総務省	
040240	選挙事務における投票管理業務に関する規制改革	公職選挙法第37条、第38条、第39条、第61条、第62条及び第63条他	投票に関する事務及び開票に関する事務については、選挙管理の直接担当機関としての選挙管理委員会がその任に当たることとされている。	投票開票関連業務に関して、官民競争入札等の規制緩和の措置を設けて頂きたい。	国政選挙の投票は、現在自書式であるため、投票開票業務に多くの時間コストがかかる。これを規制改革と官民競争入札等により、コストの削減・住民サービスの向上・投票率のUPが期待できる。	C	I	投票に関する事務及び開票に関する事務は、都道府県及び市町村長から独立した立場にある合議制の執行機関たる行政委員会である選挙管理委員会がその任に当たることとされ、選挙の管理執行に際しての政治的中立性の確保が期されており、民間委託にしまないものと考えられる。	過去の選挙においても、開票事務等に派遣社員や臨時職員が活用されていると理解している。よって、現状において、派遣職員や臨時職員が事務作業を行える範囲を明確にするよう再度検討し、回答された。				1 0 7 3 0 2 0	精アイネス	東京都	総務省		
040250	選挙運動時の文書図面の頒布・掲示に関するホームページの活用について	公職選挙法第142条、第143条及び第144条	選挙運動のために使用する文書図面については、法令に規定されているほかは、頒布することはできない。		現在の選挙制度では、候補者を判断の際に街頭演説や演説会所に行ったり、政見放送を聴く等の限られた手段や時間のみでしか情報を得られないため、忙しい有権者がどの候補者に投票するかを決める材料が得られにくい。 これを国や地方自治体の指定されたサーバ箇所、ポスターやピラと同レベルの情報をホームページで掲示したり、候補者の政見放送をダウンロードできる等の規制緩和の措置を設けて頂きたい。	C	I	選挙運動におけるインターネットの活用は、選挙運動のあり方にかかわる問題であり、まずは国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。					1 0 7 3 0 3 0	精アイネス	東京都	総務省	
040260	地方公共団体の選挙管理委員会の事務局業務の実施	地方自治法第180条の3、第181条及び第191条 公職選挙法第6条及び第19条	地方公共団体の選挙管理委員会においては、書記その他の職員は選挙事務の管理(選挙人名簿の調製及び選挙啓発を含む。)の選挙管理委員会に関する事務に従事する(なお、選挙人名簿の調製は、市町村の選挙管理委員会に関する事務である)。 また、地方公共団体の長は、選挙管理委員会と協議して、その補助機関である職員を選挙管理委員会の事務に従事させることができる。	選挙管理委員会事務局の業務に関して、官民競争入札等の規制緩和の措置を設けて頂きたい。	選挙管理委員会の事務局は、公正な選挙を行うため各自自治体ごとに独立した機関として設置されているが、年々増加する選挙の増加に伴い、貴重な職員を常駐させることはコストが膨らむ。具体的には、①公職選挙法に定める各種選挙の執行管理 ②選挙人名簿の調製に関すること ③有権者に対する啓発 等を民間に委託することは可能であると考えられる。 これを官民競争させることにより、サービスの向上・選挙執行方法や啓発の見直しとコスト削減(事務局の人員費等)が期待できる。	C	I	地方公共団体の選挙事務の管理(選挙人名簿の調製及び選挙啓発を含む。)は、都道府県及び市町村長から独立した立場にある合議制の執行機関たる行政委員会である選挙管理委員会がその任に当たることとされ、選挙の管理執行に際しての政治的中立性の確保が期されており、民間委託にしまないものと考えられる。 また、地方公共団体の選挙管理委員会は、事務量が急激に増加する選挙執行時及び選挙人名簿の調製時等において、地方公共団体の長の補助機関である職員の応援を求めることができ、書記その他の職員は必要に応じて常時啓発事務のための最小限の機材の整備を図るものである。	本要望事項を実施するに当たり、地方公共団体が民間委託の履行状況をチェックする仕組みを設ける等の工夫を検討することにより、中立性は確保されるものと考えられる。 また、事務量が急激に増加する選挙執行時及び選挙人名簿の調製時等における人員調整は、より柔軟に対応できる民間に委託することの効率性と費用効果が向上すると考える。更に、常時啓発事務についても、多様な啓発ノウハウをもった民間へ委託することで、住民の政治に対する関心が高まる可能性は高いと考える。					1 0 7 3 0 4 0	精アイネス	東京都	総務省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁			
040280	他の法律専門職に行政書士業務の取扱いを認める	行政書士法(昭和26年法律第4号)第1条の2、第1条の3、第2条	<p>第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。))その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。))を作成することを業とする。</p> <p>2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。</p> <p>第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。</p> <p>一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続について代理すること。</p> <p>二 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を作成して交付すること。</p> <p>三 前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。</p> <p>第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、行政書士となる資格を有する。</p> <p>一 行政書士試験に合格した者</p> <p>二 弁護士となる資格を有する者</p> <p>三 弁護士となる資格を有する者</p> <p>四 公認会計士となる資格を有する者</p> <p>五 税理士となる資格を有する者</p> <p>六 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間及び特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。))又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員又は職員として行政事務に相当する事務を担当した期間が通算して二年以上(学校教育法(昭和二十二年法律第百七十六号)による高等学校を卒業した者その他同法第五十六条に規定する者にあつては十七年以上)に達する者</p>	行政書士登録をしていない他の法律専門職に一定期間行政書士業務を行なわせる	<p>法律専門職である弁護士、弁理士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、司法書士、土地家屋調査士が、行政書士登録をせずとも行政書士の独占業務を行なうことを一定期間試験的に実施する。</p> <p>(提案理由)</p> <p>1. 行政書士法制定当時の地方行政委員会議事録によると、行政書士法第1条の2、第1条の3に規定されている行政書士の業務としては、「忙しい又は「字が書けない」というような国民の代わりに出生届けなどを出すことが考えられていた。したがって、その専門性はほとんど無い、押しは着るべき低い」と考え。</p> <p>2. 行政書士資格には、特に専門性が求められているわけではないので、税理士等と同様に国家試験を合格し、国民の権利義務に關する業務を行なっている社会保険労務士、司法書士、土地家屋調査士を第2条の有資格者の範囲にいれても何ら問題は無い。</p> <p>3. 他の法律専門職が固有の業務に附随する行政書士業務を行政書士登録なくおこなうことは国民の利便に備する。</p>	C	I	行政書士の業務は、国民の権利義務に深く関わることから、行政書士試験に合格した者などが行政書士名簿への登録を受け、都道府県知事の監督を受けることとされ、かつ、行政書士会に入会し会員による自主的な指導及び連絡を行うこととされた場合に限りその業務を行うことを認めることとしたものである。現行においても、弁護士、弁理士、公認会計士又は税理士となる資格を有する者は、行政書士が行う業務について一定の知識及び能力を有していることから、行政書士試験に合格しなくても行政書士となることを認めているところであるが、上記の趣旨を踏まえれば、これらの資格を有する者も、行政書士の独占業務に属する書類の作成業務を行うに当たっては、行政書士名簿への登録を受けることが必要である。								1 0 2 6 6 0 1 0	個人	京都府	総務省		
040290	土業の規制緩和と再構築	行政書士法第1条の2、第19条	<p>(業務)</p> <p>第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。))その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。))を作成することを業とする。</p> <p>2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。</p> <p>(業務の制限)</p> <p>第十九条 行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ短期に入事するものとして総務省令で定める手続について、当該手続に能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。</p> <p>2 総務大臣は、前項に規定する総務省令を定めるときは、あらかじめ、当該手続に係る法令を所管する閣務大臣の意見を聴くものとする。</p>	司法書士・行政書士業務の規制緩和	<p>各士業が、法定業務範囲の垣根を下げなければ広く社会の需要に対応できない。行政機関に生活保護申請するものは行政書士の独占業務。されど司法書士が遺産の申立書を作成し、破産宣告を受け、生活保護申請となった場合、司法書士は開示出来ない。規制改革すれば、一連の手続を一人の士業に依頼出来る。商業登記制度を含め、行政書士、司法書士両制度の職務範囲を利用する国民の目線で規制改革すし、両制度の統合も良い。申請官庁が異なるだけの二つの書士制度は国民に混乱を招き不要だ。必要性を説くのは各士業の横張り意識のみ。国民の利便の観点から検討することを要望する。</p>	C	I	行政書士の業務は、国民の権利義務に深く関わることから、行政書士試験に合格した者などが行政書士名簿への登録を受け、都道府県知事の監督を受けることとされ、かつ、行政書士会に入会し会員による自主的な指導及び連絡を行うこととされた場合に限りその業務を行うことを認めることとしたものである。現行においても、弁護士、弁理士、公認会計士又は税理士となる資格を有する者は、行政書士が行う業務について一定の知識及び能力を有していることから、行政書士試験に合格しなくても行政書士となることを認めているところであるが、上記の趣旨を踏まえれば、これらの資格を有する者も、行政書士の独占業務に属する書類の作成業務を行うに当たっては、行政書士名簿への登録を受けることが必要である。								1 0 4 8 0 1 0	個人	京都府	総務省 法務省		
040300	特定小電力無線・小電力データ通信の出力規制緩和	電波法第4条 電波法施行規則第6条	<p>一般に市販されている無線LAN(2.4GHz帯、5GHz帯)の空中電力量は0.01W以下</p>	大樹町多目的航空公園周回において、無免許で使用可能な特定小電力無線の出力制限を1ヶ月間程度の極短期間に限って緩和する。	<p>大樹町多目的航空公園での飛行試験に係る規制緩和により地域活性化を図る。</p> <p>①経済的・社会的効果：規制緩和により、当該地区における飛行試験が活発化し、試験のため訪れる航空宇宙関連研究機関の数が増すことで、試験支援関連産業、隊員宿泊等による地域経済の直接的な活性化の他、航空開発特区としてのイメージ向上に伴う観光客の増加も期待できる。さらには、我が国の航空宇宙技術の基盤力が向上し、航空機産業の基幹産業化にも貢献する。</p> <p>②地域の特性：大樹町周辺は海岸に近く比較的穏やかな気候で、飛行試験に適しており、航空宇宙開発の拠点とすべく、平成7年に町営多目的航空公園を設置、運用を開始した。平成9年には航空宇宙技術研究所(現宇宙航空研究開発機構)と協定を締結し、同研究所の実験用航空機を用いた飛行試験に航空公園を提供している。現在では、他の航空宇宙関連研究機関による飛行実験、ロケット打上げなどにも用いられ、飛行試験の一大拠点として重要な地位を占めている。</p> <p>③現状の問題点：航空公園での小型無人機の試験領域の多くは5km～10km未満である。現在の小電力無線では安定した通信はできないが、市販の無線LANや無線モジュールを改造することで通信距離を伸ばし安定した通信が可能になるが、許可されない、無免許取得には長期間と高額の通信機器が必要で、実験に制約が出ている。</p> <p>④これまでに発生した問題の例：無人実験機と大容量通信ができなため、実験に大きな制約。</p>	E	III	高出力の無線設備については、他の無線局との混信回避等の観点から免許を必要としているところで、ご提案の市販の無線LANを高出力化したものについても、実験局として個別に審査をした上で、特に問題がない場合には、申請から通算する月程度で免許を取得することが可能である。なお、0.01Wを超える高出力のものを使用しなくして使用することは、規格内で使用されている他の方々への混信等の影響がでないことを検証する必要があることから認められせん。								1 0 6 8 0 1 0	個人	大樹町	北海道	総務省	
040310	大樹特定実験局の創設	電波法施行規則第7条、平成19年総務省告示第358号(特定実験局が使用可能な周波数等)	総務大臣が公示する周波数、当該周波数の使用が可能な地域及び期間並びに空中電力量の範囲内で開設する実験局。	<p>特定実験局制度の拡充の一つとして大樹特定実験局を創設、5年あるいは更新により更に長い期間同じ電波が使えるように、航空公園で通信機器を使用する複数のユーザーが利用可能な公共的な電波資源として大樹町が管理する。具体的申請手順は現在の特定実験局制度と同である。同時に町へも申請する。航空公園のスケジュール管理＝電波の利用スケジュール管理は大樹町が行っていることから、利用者が町に対して電波の利用申請を行うことにも、その負担は増えない。</p>	<p>大樹町多目的航空公園での飛行試験に係る規制緩和により地域活性化を図る。</p> <p>①経済的・社会的効果：規制緩和により、当該地区における飛行試験が活発化し、試験のため訪れる航空宇宙関連研究機関の数が増すことで、試験支援関連産業、隊員宿泊等による地域経済の直接的な活性化の他、航空開発特区としてのイメージ向上に伴う観光客の増加も期待できる。さらには、我が国の航空宇宙技術の基盤力が向上し、航空機産業の基幹産業化にも貢献する。</p> <p>②地域の特性：大樹町周辺は海岸に近く比較的穏やかな気候で、飛行試験に適しており、航空宇宙開発の拠点とすべく、平成7年に町営多目的航空公園を設置、運用を開始した。平成9年には航空宇宙技術研究所(現宇宙航空研究開発機構)と協定を締結し、同研究所の実験用航空機を用いた飛行試験に航空公園を提供している。現在では、他の航空宇宙関連研究機関による飛行実験、ロケット打上げなどにも用いられ、飛行試験の一大拠点として重要な地位を占めている。</p> <p>③現状の問題点：最近では、無人機の飛行実験やロケット打上げなどの利用が増えている。この実験では通信リンクが必須で、各ユーザーの責任で実験局を取得して用いている。しかし、新規に周波数割当てを得るのは困難で長期間を要している。</p> <p>④これまでに発生した問題の例：通常の通信とは別に非常系が必要な場合、適当な電波がなく、複雑な安全ジョックを作ったり、特定小電力無線を使わざるを得ず実験領域を狭めるといった問題がある。</p>	B-2	III	<p>特定実験局について、3～5年程度かかる技術開発等の実験も可能となるよう、電波を使用できる期間を最大2年間から最大5年間に延長する(全国的な措置として平成20年度第1四半期を予定)。</p> <p>なお、要望の中の大樹町が管理する。』について、新たな制度で大樹町が創設するのであれば、電波利用費に対して規制強化になると考えられるが、特定実験局同士が混信を防止するために運用の調整を行った結果を踏まえ大樹町がスケジュールを管理するということであれば、電波利用者には制約を課さない限り、問題ないものと考えられる。</p>	<p>現行の特定実験局制度では、一定の条件下、申請から免許取得までの期間が大樹町に短縮されているほか、事後手続きも簡略化されていると理解しているが、電波を使用できる期間を最大2年間から最大5年間に延長しても、これらに変わりはないという理解でよいか。</p>		B-2	III	<p>現行の特定実験局制度における手続を要せず、電波を使用できる期間を最大2年間から最大5年間に延長するものがある。</p>				1 0 6 8 0 2 0	個人	大樹町	北海道	総務省
040320	緊急自動車のサイレン音量下限の規制改革	・道路運送車両法(昭和26年法律第67号)第49条(緊急自動車) 緊急自動車には、当該自動車緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量に関する告示で定める基準に適合する警光灯及びサイレンを備えなければならない。 ・道路運送車両の保安基準の細目定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第231条(緊急自動車) 緊急自動車に備える警光灯の色、明るさ、サイレンの音量、車体の差に關し、保安基準第49条第1項及び第7項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。 一 (略) 二 サイレンの音の大きさは、その自動車の前方20mの位置において90dB以上120dB以下であること。この場合において、サイレンの音の大きさがこの範囲内においそれがあるときは、音量計を用いて次により計測するものとする。	<p>現在緊急自動車のサイレン音は90デシベル以上120デシベル以下となっているが、その下限値を60デシベルにし、走行時の状況に対応しつつ、安全かつ迅速な緊急出動を行えるようにする。</p>	<p>緊急自動車については、現場若しくは搬送先に安全、迅速に到着できるよう、道路交通法において、様々な適用除外規定がある一方、緊急走行を実施していることを示すため、サイレンを鳴らし、かつ、赤色の警光灯を付けなければならないとされている。このサイレン音は、告示で定める基準に適合するものを備えなければならないとされており、その音量は、90デシベル以上120デシベル以上となっている。</p> <p>しかし、救急車などの緊急自動車の出動時間は、早朝、深夜のことも多く、また華加市においては、出動先が一般住宅地であることが多く、住宅街の走行条件は、交通量の多い幹線道路での走行条件とは異なり、特に深夜の静寂音は住宅街と幹線道路では格段の違いがある。90デシベル以上120デシベル以下と幅があるとはいえ、90デシベルの音量と同等とされている。安全な走行の確保としても、深夜の静寂な住宅街などでは音量を多少なりとも警告灯も併用していることを考えると90デシベルは必要ないものと思われ、逆に必要以上のサイレン音は付近の住民に不安感などを与えかねないものとなってしまう。</p> <p>そこで、緊急車両のサイレン音について、国が定める音量の下限値を60デシベルとし、地方の独自の基準により音量を可変設定できるものとした。この措置により、地方の実情、走行時の状況に対応した安全走行の確保とともに、付近の住民にも配慮した走行が可能となり、緊急活動への理解の増進にもつながると考えられる。</p>	F	III	<p>ご提案のサイレンの音量の下限値を見直すことについては、深夜の住宅街など「他の交通」以外への考慮の必要性は理解します。一方で、サイレンは当該自動車緊急自動車であることを他の交通に示すことができ、一定以上の音量が必要であると考えます。そのため、出来るだけ早期(平成20年度末まで)に結論を得ることを旨として関係者との検討を進めるべき作業を開始いたします。</p> <p>また、右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答させていただきます。</p>	<p>貴省の回答では「できるだけ早期(平成20年度)に結論を得ることを旨として関係者との検討を進めるべき作業を開始します。」とのことであるが、関係者の範囲や今後の検討の場及び検討スケジュールを明確にされた。また、右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答させていただきます。</p>		F	III	<p>前向きなご回答に感謝申し上げます。早期の実現に向け、積極的なご検討をお願い申し上げます。なお、貴省ご回答について、全国一斉の発表に向けては何かと課題も多いと拝察されます。特区制度を活用いただき、特定の地域で限定的に実施し、検証の上、全国的対応へと進むという方法が有効かと思われますので、この点についても、ご検討をいただけますようお願い申し上げます。</p>					1 0 8 2 0 0	華加市	埼玉県	警察庁 総務省 国土交通省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
040330	独立行政法人(国立大学法人)による余裕金の運用方法の拡大	独立行政法人通則法第47条、国立大学法人法第35条 国立大学法人及び大学共同利用機関法人が寄附及びライセンス対価として株式を取得する場合の取扱いについて(平成17年3月29日付16文科高第1012号)	国立大学法人の余裕金の運用方法については、①国債、地方債、政府保証債その他主務大臣の指定する有価証券、②銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金、③信託業務を営む金融機関への金銭信託となっている(国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第47条)。 なお、現行制度において、国立大学法人が寄附及び特許等の譲渡又は実施権の設定等の対価により株式及びストックオプションを取得することは可能となっている(平成17年3月29日付16文科高第1012号)。 ※国立大学法人の出資に関する制度の現状については、管理コード080090「国立大学法人による出資の対象の拡大」の回答を参照。	国立大学法人が当該国立大学における研究活動等の成果であって、地域の再生や新しい地域産業の創出につながるものを活用する事業に出資する場合、当該国立大学と共同で研究、事業等を行う民間企業から寄附を受けた場合等については、業務上の余裕資金について、法第47条各号に定めるものの外、株式等によっても弾力的に運用できるとする。	地域に寄附した大学の役割という観点から、地域の再生等につながる研究の成果を活用する事業であっても出資できないこととするのは妥当ではない。また、充実した研究環境の整備のためには安定した財源の確保が不可欠であり、これを自ら行った研究の成果により行うことは国立大学法人設置の目的からしても妥当であり、そうした活動を行う国立大学に対する民間企業からの寄附についても、研究環境を充実させる目的で行われたものであるから、その目的の範囲を造形しない限り、できる限り自由な形態での運用を認めるべきである。そこで、国立大学を地域再生等のエンジン、地域の新産業のインキュベーターとして位置づけ、学部、学科、研究室等にとらわれずに国立大学としての総合力を發揮して、地域再生に係る事業等を、民間事業者との共同出資による株式会社等の設置、民間事業者が行う事業への出資等を通じて効果的に推進し、地域における新産業集積の形成、地域企業の生産性及び地域成長力の向上による我が国の成長力の加速化につなげるとともに、寄附の株式等による運用も含め、国立大学法人の安定した財源の確保による研究環境の充実を図るものである。本件については、前回も提案を行い、文部科学省から「国立大学法人の余裕金の運用方法の拡大については、教育再生会議第二次報告の提言に盛り込まれた民間寄附金の投資信託への運用など、その対象範囲のほか、業務の安定的運営を担保するための条件等について検討中です」との回答があったところである。そこで、今回はそれらを踏まえ、対象範囲、業務の安定的運営を担保するための条件等についても、別途補足資料2のとおり具体的な提案を行う。	C	—	独立行政法人は、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業」を担うべき法人であり、固からその業務の財源に充てるための所用の財源措置が講じられることからみても、業務を安定的に運営することに對する要請は高く、投機的な金融取引による投資リスクを食って事で収益を獲得することが要求されているわけではなく考えられています。このため、独立行政法人通則法第47条の規定によって余裕金の運用をいわゆる安全資産に限定することとされ、国立大学法人についても、国立大学法人法第35条において当該規定を準用することにより、同様の取扱いとしています。 ご提案主体からお示しいただいた対象範囲や業務の安定的運営を担保するための条件等については、国立大学法人の「本事業及びそれに附帯する業務に係るもの」として整理できるかどうかについて、より具体的に検討する必要があることや、元本保証のない金融商品での運用を容認するだけの担保の仕組みが必要なことから、今後とも十分な検討が必要であり、現段階では、直ちに余裕金の運用方法を拡大することは困難であると考えています。 国立大学法人の余裕金の運用方法の拡大については、教育再生会議第二次報告(平成19年6月1日)の提言に盛り込まれた民間寄附金の投資信託への運用など、その対象範囲のほか、業務の安定的運営を担保するための条件等について引き続き検討中です。ご提案の内容の取扱いについては、文部科学省として、必要に応じて、ご提案主体とも意見交換していきたいと考えています。 ※地域の再生等につながる研究の成果を活用する事業への出資については、管理コード080090「国立大学法人による出資の対象の拡大」の検討要請に対する回答を参照。		まず、当方の提案は業務の安定性を損なうようなリスクの高い投機的な金融取引を行うという趣旨を含むものではなく、国立大学法人が自らの研究成果を活用した事業の実施について、自らの出資によってこれを行うことを可能とすることを旨とするものである。したがって、そのために必要な条件、仕組みの整備については当方としても重要であると考慮しており、条件等についても併せて提案を行ったところである。貴省ご回答にある元本保証のない金融商品での運用を容認するだけの担保の仕組み、業務の安定的運営を担保するための条件等については、必要に応じて、ご提案主体とも意見交換していきたいと考えています。」	C	—	当該案件については、独立行政法人通則法を適用している国立大学法人法所管の文部科学省において以下のとおり対応するものと承知している。 「元本保証のない金融商品での運用を容認するだけの担保の仕組みや、業務の安定的運営を担保するための条件等については、運用の弾力性に伴い、公的資金に係る資産が減じることがないような仕組みを整備するとともに、運用の種別経済の活性化	国立大学法人と連携した地域経済の活性化	1 0 8 5 0 3 0	(株)三井物産 戦略研究所	東京都	総務省 文部科学省
040340	公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項第1号の適用除外	公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項第1号	本法においては、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、都市計画区域内における一定面積以上の土地(例えば、都市計画施設、道路、河川予定地の区域は200㎡以上、等)の有償譲渡について、事前届出を義務付けることにより、地方公共団体等に当該土地の買取り協議の機会を付与する公有地の先買い制度が規定されている。	越谷流通業務団地のような、事業が完了した流通業務団地に限り、公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項第1号の適用を除外することにより、届出義務者が土地を有償譲渡する場合であっても、譲渡の制限(同法第8条)を受けることなく、円滑な契約行為ができるようにする。 提案理由:当該団地では、公共用地を先行取得する可能性がなく、同法による届出制度によって必要以上に民間の土地取引を妨げ、譲渡制限すべきではなく、併せて、民間の土地取引に弾力性を持たせたいという意味でも有益なものになると考えられることとから、上記の適用除外について提案するものである。	越谷流通業務団地は、昭和45年の「東京都についての流通業務施設の整備に関する基本方針」で、「北部の流通業務地区」として位置付けられるとともに、同年12月に「越谷流通業務地区(地域地区)及び「越谷流通業務団地(都市施設)として都市計画決定された。その後、越谷流通業務団地造成事業は、昭和59年1月に供用を開始し、昭和62年度に処分が完了している。 当該団地は、公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項第1号に規定される都市計画施設である。本県では公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例により、都市計画施設内における100㎡以上の土地有償譲渡から土地所有者に届出義務が生じるため、当該地内についても、これまでその取扱いをしてきたところである。 しかし、公共用地の先行取得を主たる目的としている同法の趣旨に鑑みると、既に事業が完了している当該団地の区区内にあっては、仮に届出がなされたとしても、一般的に公共用地を先行取得する可能性はないと思われる。 従って、本提案では、同法第4条第1項の届出義務について、当該団地のような、事業が完了した流通業務団地に限り、適用を除外することを求めることとする。	D	—	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号以下公拡法という。)は、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため必要な土地の先買い制度を整備し、もって公有地の拡大の計画的な推進を図ることを目的としている。 本件提案のように、都市計画施設として都市計画に位置付けられている流通業務団地に関する事業(敷地造成・処分)が完了している場合、当該団地の区区内の土地は、都市計画によって定められたトランザクション・モデル、流通業務施設等が建設され、これら都市計画施設の用に供されているものである。 このため、当該団地内の土地は、都市計画が変更される等の特段の事情がない限り、都市計画施設の用に供されているものであり、当該土地が有償譲渡される場合であっても、公拡法4条第2項第3号に該当し、届出義務は適用されないと思われる。 よって、本件提案内容は、現行法上対応が可能である。						1 0 1 6 0 0 1 0	越谷市	埼玉県	総務省 国土交通省	